



(公印省略)

交推協第102号
令和元年12月16日

大分県交通安全推進協議会委員
各市町村交通安全推進(対策)協議会長 殿
各 振 興 局 長

大分県交通安全推進協議会
会長 広瀬勝貞

横断歩道でのマナーアップ実践について(依頼)

「横断歩道でのマナーアップ」は、昨年度から当協議会の推進事項として掲げ、関係機関・団体の皆様のご協力のもと、県民の皆様への周知徹底を図ってきました。

しかしながら、依然として横断歩道における歩行者優先の不徹底に起因する重大事故が発生していることから、別紙のとおり大分県警察本部から協力依頼がありました。

つきましては、各関係機関・団体の皆様におかれましても下記のことを推奨していただき、横断歩道でのマナーアップ実践についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 横断歩道での交通ルールの遵守
- 交差点を右左折する際は、進路前方を横断する歩行者が認められない場合でも、交差点出口の横断歩道手前で「一時停止」又は「徐行」を行い、歩行者や自転車等の見落としがないように再確認を徹底する

事務局

大分県生活環境部生活環境企画課

交通安全推進班 担当：平川太一

TEL：097-506-3062

FAX：097-506-1741

E-MAIL：hirakawa-taichi@pref.oita.lg.jp

(公印省略)



大 交 企 第 1 6 6 6 号
令 和 元 年 1 2 月 1 0 日

生 活 環 境 部 長 殿

警 察 本 部 交 通 部 長

横断歩道でのマナーアップ実践について（依頼）

横断歩道でのマナーアップは、「大分県交通安全運動県民運動実施要綱」の推進事項にも掲げられており、県警察においても最重点課題に位置づけ、関係機関・団体と協力のもと、交通法令の遵守と交通マナーの向上に努めているところです。

その成果もあり、一般社団法人日本自動車連盟が本年実施した、信号機のない横断歩道で歩行者がいるときに一時停止するドライバーの実態調査では、全国平均の17%は下回るものの、前回調査時の6.7%から15%に大幅に向上しています。

しかしながら、本年10月と11月には、横断歩道を横断中の歩行者が犠牲となる交通死亡事故が発生するなど、依然として、横断歩道における歩行者優先の不徹底による交通事故が続発しています。

このような情勢を踏まえ、県警察では、横断歩道での交通事故を未然に防止するため、「横断歩道は歩行者優先」の徹底とマナーアップを目的に、今後、

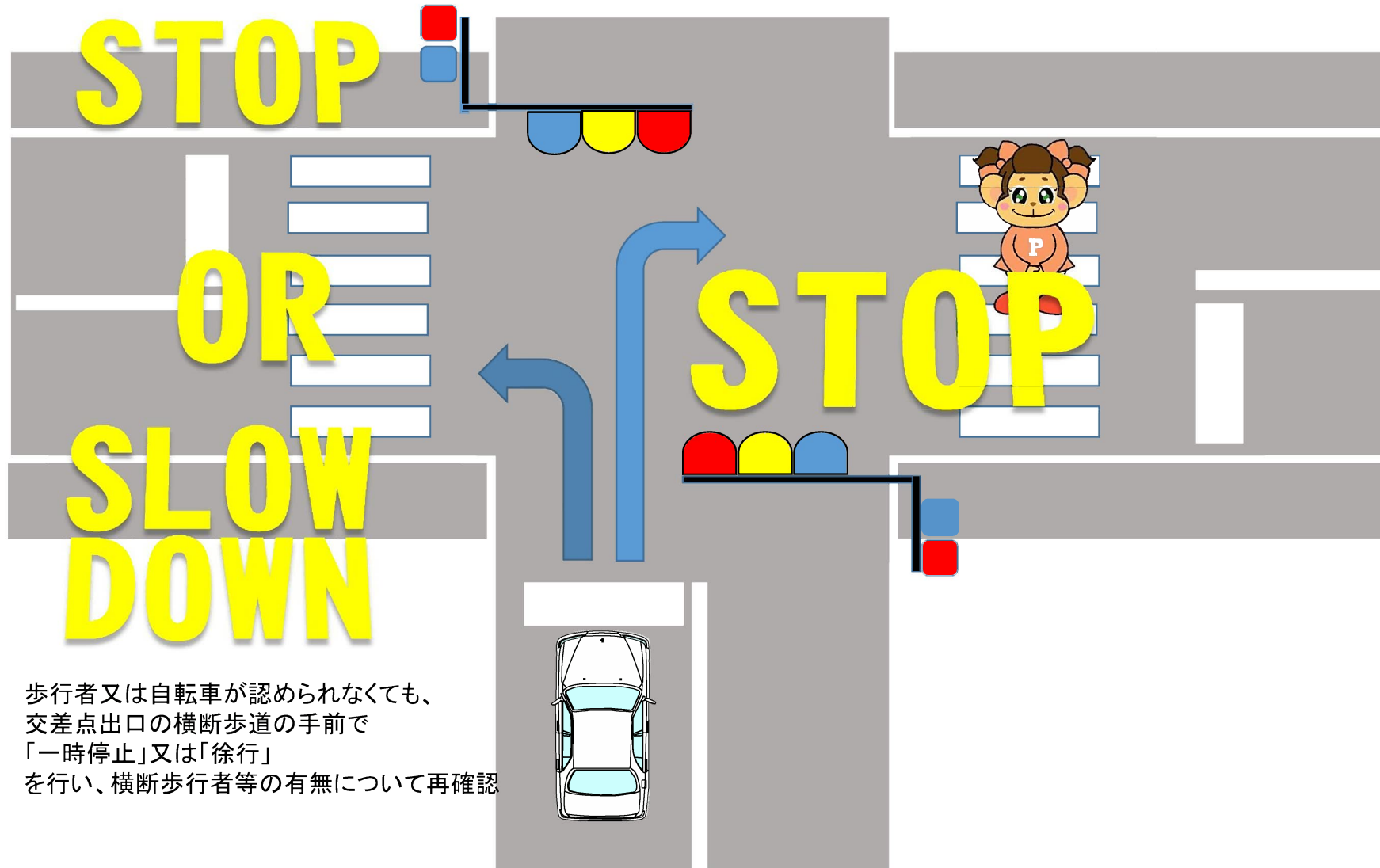
- 車両運転時における横断歩道での交通ルールの遵守
- 交差点を右左折する際は、進路前方を横断する歩行者が認められない場合でも、交差点出口の横断歩道手前で「一時停止」又は「徐行」を行い、歩行者や自転車等の見落としがないように再確認の徹底

について取り組んでいくこととし、先般、県警察職員に対する指示と、自動車関連団体に対し依頼を行いました。

つきましては、県交通安全推進協議会の各団体に対しましても、上記取組の実践等につきまして、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

交通企画課安全係

Tel:097-536-2131(内線5042)



歩行者又は自転車認められなくても、
交差点出口の横断歩道の手前で
「一時停止」又は「徐行」
を行い、横断歩行者等の有無について再確認